

1 外国人生徒にかかわる 2026 年度特別入学試験情報

(2025 年 8 月現在)

外国につながる生徒の多くは、母語や英語ができること、高校在学中の母国や母文化に関する取組をアピールすることができます。英語検定、中国語検定、スペイン語検定、ハングル検定、ポルトガル語国際検定などの検定、各言語のスピーチ大会などがあることを伝え、支援をしていくことが大切です。「総合型選抜（旧 AO 入試）」などで、外国につながる生徒の能力、特性を活かし、アピールすることが大切です。



また、小学校以降に日本の学校に編入した外国人生徒や難民 2 世は、以下の特別入学試験を受験できる場合があります。現在、外国につながる生徒の高等教育での学びを支援する大学は増えつつあります。それは、生徒たちの母語や母文化体験という可能性を評価するとともに、多様な生徒が学び合うことで、多文化共生を実現し、大学の国際化を推進できるからです。

この情報は、『高等学校における外国につながる生徒支援ハンドブック』第 5 章のデータを更新し、主に関西中心に紹介していますが、すべての情報を把握できていたわけではありません。詳細は大学 HP などでご確認ください。関西以外の情報については、県外教事務局までお尋ねください。

(1) 中国引揚者等子女特別入学試験 中国帰国生徒の特別入試を実施する大学

https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/daigaku/all-shijowaku.html

① 出願資格・出願条件

日本国籍を有する者、または日本国の永住許可もしくは定住許可を得ている者

- (1) 終戦前（1945 年 9 月 2 日以前）から引き続き中国に居住した者（これを親として戦後中国において出生した者を含む）で、戦後初めて永住の目的をもって帰国した者の子女であること
- (2) 帰国後小学校 4 年以上の学年に入学した者であること
- (3) 上記に該当する者で日本語理解、表現に関する能力を有すると本学が認める者

② 国公立大学：室蘭工業大学・東京都立大学・神奈川県立保健福祉大学・福井県立大学

③ 関西の私立大学：龍谷大学・甲子園大学・甲南女子大学・流通科学大学

* 出願資格に日本での編入学年の確認が必要

(2) 国連高等難民弁務官（UNHCR）難民高等教育プログラムによる入試を実施する大学

（全 13 大学）<http://rhep-japanforunhcr.org/application/> 応募締切 8 月 4 日（月）消印有効

① 出願資格・出願条件

以下のすべての資格を有する者

- (1) 難民、又は国際保護を必要としている者であり、日本政府により在留資格を付与されている者（日本国籍を有しない者）
 - (2) 外国もしくは日本において学校教育における 12 年の課程を修了した者、または入学しようとする年の 3 月までに修了見込みの者、またはこれらと同等以上の資格があると大学が認めた者
 - (3) 経済的な理由等により日本における高等教育の修学が困難な者
 - (4) プログラムの趣旨を理解し、学業に専念する強い意思を有する者
 - (5) 大学の授業を受けるのに必要かつ十分な日本語能力を有する者
 - (6) 各大学の定める出願資格を有していること（募集要項を参照）
- ※ 国連高等難民弁務官（UNHCR）駐日事務所の推薦が必要

②関西地域：関西学院大学・関西大学・天理大学・京都光華女子大学/短期大学

*応募締切は毎年8月上旬なので、早期からの準備が必要

(3) 留学生入試で日本の高校卒業（見込み）の外国人生徒が受験できる大学

①出願資格・出願条件

- (1)日本の在籍期間が通算4年以内（関西学院大学）・3年以内（立命館大学・大阪経済大学）
- (2)外国籍を有している(二重国籍可)
- (3)日本留学生試験（EJU）を受験済み：*EJU成績（日本語・日本語記述）と面接等
※高校での在留資格が定住者か永住者等かは問いません。

②関西地域：立命館大学・関西学院大学・大阪経済大学（ともに全学部対象）

※他大学では、外国の高校を卒業した者を対象としている

(4) 在留外国人生徒を特別選抜する大学

宇都宮大学（国際学部）

(1)日本国籍を有しない在留外国人(永住、配偶者等、定住者)

(2)N1取得、英検準2級(スコア1950点)以上、またはTOEICスコア500点以上等を取得

愛知県立大学（外国語学部）

日本国籍を有しない者または日本国籍を取得して6年以内の者で、2025年8月31日現在で入国後8年5か月以内の者、日本語能力試験N2取得

公立小松大（保健医療学部看護学科）

両親又は片方の親が外国籍を有し、日本に在住している者（本人の国籍不問、在留資格留学不可）

関西国際大学（全学部）

外国にルーツをもつ生徒で、在留資格が留学でない者

独自奨学金制度、入学後の修学やレポート指導、アドバイザー制度、就職指導などあり

流通科学大学（全学部）

日本の国籍を有しない者もしくは日本の国籍を取得して6年以内の者で、入国後9年以内の者

かつ「留学」以外の在留資格によって日本に在留する者 入試奨学金、「下宿サポート奨学金」あり

桃山学院大学（ビジネスデザイン学部を除く）

日本国籍者又は日本に永住する外国人で、日本の小学校4年以上の学年に入学し、外国の小中高校に2年以上在籍した者でN2取得、または日本留学試験（EJU）の日本語科目が200点相当以上

大阪経済法科大学（全学部）

日本国籍でない者で、「家族滞在」「定住者」等の在留資格で日本国内に在留している者

学習成績3.0以上、N2以上を取得または、同等以上の日本語力、または英検準2級以上の者

大阪女学院大学・女学院短期大学 多言語多文化特別入学試験

外国にルーツがあり、英語の学習に熱意のある者

帝塚山大学（全学部）

「留学」以外の在留資格で日本に在留する外国人で、日本語理解、表現に関する能力を有する者

大阪観光大学

「定住者」「家族滞在」等の在留資格で日本国内に在留している外国籍を有する者、もしくは日本国籍を取得して原則6年以内の者で、入国後通算9年以内の者 入学前「プレイスメントテスト」有

四日市大学

「定住者」「家族滞在」等の在留資格で日本国内に在留している外国籍を有する者、もしくは日本国籍を取得して原則6年以内の者で、入国後通算9年以内の者

東洋大学（社会学部国際社会学科）

外国にルーツをもつ生徒で、入国後の在留期間が通算で9年以内の者

N2取得で、英検準2級以上、またはTOEICスコア450点以上等。

(5) 帰国生入試で、日本の高校卒業（見込み）の外国人生徒が受験できる大学 (1)のサイト参照

甲南大学（全学部）：日本国籍または永住する者 (1)日本の中高で3年以上在籍者 (2)2023年10月以降 TOEFL PBT500 点以上、または TOEFL iBT61 点以上取得者
関西学院大学（全学部）：日本国籍か永住する外国人 海外において外国の教育課程に基づく高等学校に継続して2 学年以上在籍した者など
関西大学（総合情報学部のみ）：日本国籍か永住する外国人 外国での教育が小学校4 年次以上で継続して4 年以上である者など
龍谷大学（全学部）：日本国籍又は永住する者 外国の中高校で3 学年以上在籍した者など
佛教大学（理学療法・作業療法・看護学科を除く）：日本国籍か永住・定住などの外国人 外国の学校で継続4 年以上、または通算6 年以上教育を受けた者など
京都外国語大学（全学部）：日本国籍か永住、準ずる外国人(他、配偶者等、定住者 外国の中高校を継続4 年以上、または外国の高校に継続1 年以上在学した者
京都産業大学（全学部）：日本国籍、または永住する者 外国の中高で2 年以上在籍した者など
大阪経済法科大学（全学部）：日本国籍を有する者あるいは日本に永住する外国人 通算6 年以上または継続4 年以上、外国で教育を受け、帰国後の日本の高等学校等での在籍期間が3 年以内の者 ※帰国生入試では、在留資格「家族滞在」の者が受験できない場合もあり、丁寧な確認が必要

2 丁寧な進路相談を（通訳・資金など）

大学や専門学校は受験費用に加えて入学金、授業料など多額の費用が必要になります。奨学金や授業料免除などのさまざまな経済的な情報を丁寧に伝え、言語や情報の壁で進学を諦めることがないように配慮することが大切です。保護者との進路面談の時に通訳が必要な場合は、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターの「多言語相談員」派遣制度を活用することができます。

3 「家族滞在」などで在留する高校生の進路指導について

進路指導のために外国籍生徒の在留資格を入学時から把握することが必要です。特に在留資格が「家族滞在」の高校生は次の3つの問題を抱えており、対策や注意が必要です。

- ① 「家族滞在」のまま高卒で就職ができない→1455 通知により在留資格の変更ができる。※1
- ② 奨学金の対象に制限がある ※2
- ③ 親のトラブルが子どもの不本意な帰国の危機となり、学校が続けられなくなることもある

※1 高校卒業時だけでなく専門学校・大学に進学しても、「家族滞在」のまま就職が内定すれば、1455 通知を使って、就労可能な在留資格に変更できます。（ハンドブックp32 または法務省HP「高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ」参照）

※2 2024 年4 月より「日本学生支援機構（JASSO）」の運用が変更されました！

「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」もしくは「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校を卒業」している場合で、大学卒業後に日本で定着して就労する意思がある者が対象になりました。しかし、まだ奨学金の対象外となっている「家族滞在」の生徒が多くいます。

在留資格を「留学」に変更することが留学生奨学金などの対象になる一つの道だと言われますが、それは大学の裁量に任されています。また欠席数や成績などの条件があり、「留学」の維持は

厳しいというリスクがあることを理解する必要があります。大学独自の奨学金や、民間団体の奨学金、在住の市町の独自の奨学金、入学支援金があるか、問合せましょう。また社会福祉協議会の教育支援資金(無利子の貸与型)や「国の教育ローン」(低利子の貸与型)も検討するといいいでしょう。(参照) https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/about/kyufu/1190237_2633.html

4 大学・専門学校入学後の支援

生徒の中には、大学に入学したものの高い日本語能力が要求され、大学生活を続けて卒業や就職に至ることが困難な場合もあります。大学によってはレポートの書き方、日本語の指導や生活指導、就職指導を行う大学もあるので、高校での進路指導で配慮するといいいでしょう。それと同時に大学進学後も生徒が相談できるように、高校教員や支援者が繋がりを保つことが望まれます。

5 3年生になる前から準備を

出願資格のための各種試験の出願受付期間が早いいため、3年生になってからの検討では間に合わない場合もあります。(下表参照) 大学や専門学校の出願時期にも注意が必要です。大学の入試要項発表時期の関係で、進路指導情報を毎年9月頃に更新しています。3年生だけでなく、1・2年生の高校生にもこの情報を伝え、進路設計に活用してください。

2025年度	第1回試験	出願受付期間	第2回	出願受付期間
日本語能力試験(JLPT)	7月6日	3月下旬～4月中旬	12月7日	8月18日～9月8日
日本留学生試験(EJU)	6月15日	2月10日～3月6日	11月9日	7月7日～7月31日

*EJU第1回は受付期間が前年度、JLPも4月締め切りですから、前年度からの準備が必要です。

以上の進路にかかわる情報についての問い合わせは、県外教務局までお願いします。

(担当：事務局山本紀子 Mail:kengaikyo@jeans.ocn.ne.jp)